

名古屋港における新たな船舶交通ルール

<平成23年7月1日より施行>



名古屋港海上交通センター

I	名古屋港における港内交通管制の変更について	1
II	名古屋港におけるVHFの聴取義務について	2
III	航行管制について	4
IV	管制信号の種類及び意味	5



海上保安庁

愛します！守ります！日本の海！

I 名古屋港における港内交通管制の変更について

港則法施行規則が改正され、平成 23 年 7 月 1 日から名古屋港における港内交通管制の基準が変更されます。

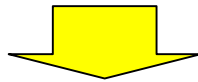
管制基準

「管制船舶」及び「管制対象船舶」の基準がいままでの「総トン数」から「長さ（全長）」に変更されます。

東水路

現基準 「管制船舶」：総トン数 4 万トン以上の船舶（油送船にあつては総トン数 5 千トン以上）

「管制対象船舶」：総トン数 5 百トン以上の船舶



新基準 「管制船舶」：長さ（全長）270メートル以上の船舶（油送船にあつては総トン数 5 千トン以上）

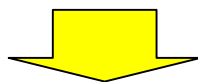
「管制対象船舶」：長さ（全長）50メートル以上の船舶（総トン数 5 百トン未満の船舶を除く）

西水路

北水路

現基準 「管制船舶」：総トン数 2 万トン以上の船舶（油送船にあつては総トン数 5 千トン以上）

「管制対象船舶」：総トン数 5 百トン以上の船舶



新基準 「管制船舶」：長さ（全長）175メートル以上の船舶（油送船にあつては総トン数 5 千トン以上）

「管制対象船舶」：長さ（全長）50メートル以上の船舶（総トン数 5 百トン未満の船舶を除く）

○長さ（全長）50メートル以上の船舶（総トン数 5 百トン未満の船舶を除く）が名古屋港に入出港する際は、管制信号に従って航行しなければなりません。

○管制船舶は、各水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる次の事項

- 一 当該船舶の名称
- 二 当該船舶の総トン数及び長さ
- 三 当該水路を航行する予定時刻
- 四 当該船舶との連絡手段
- 五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設

を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければなりません。

（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては水路入口付近に達する予定時刻とし、

出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とします。）

（※港則法より）

Ⅱ 名古屋港におけるVHFの聴取義務について

港則法施行規則が改正され、平成23年7月1日から船舶の安全な航行を援助するための措置として、特定船舶は名古屋港内における一部の海域【情報の聴取義務海域】においてVHF無線電話(ch16)の聴取が義務付けられます。

特定船舶

情報の聴取義務海域を航行する総トン数5百トンを超える船舶

情報の聴取義務海域

航路及び周辺海域（P3図参照）

提供される情報

- ・ 交通方法に関する情報
- ・ 交通の障害の発生に関する情報
- ・ 危険な海域に関する情報
- ・ 操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・ 著しく接近する他の特定船舶の動向に関する情報
- ・ その他航海に必要と認められる情報

情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際VHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

危険を防止するために必要なときは、勧告を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については報告をお願いすることがあります。

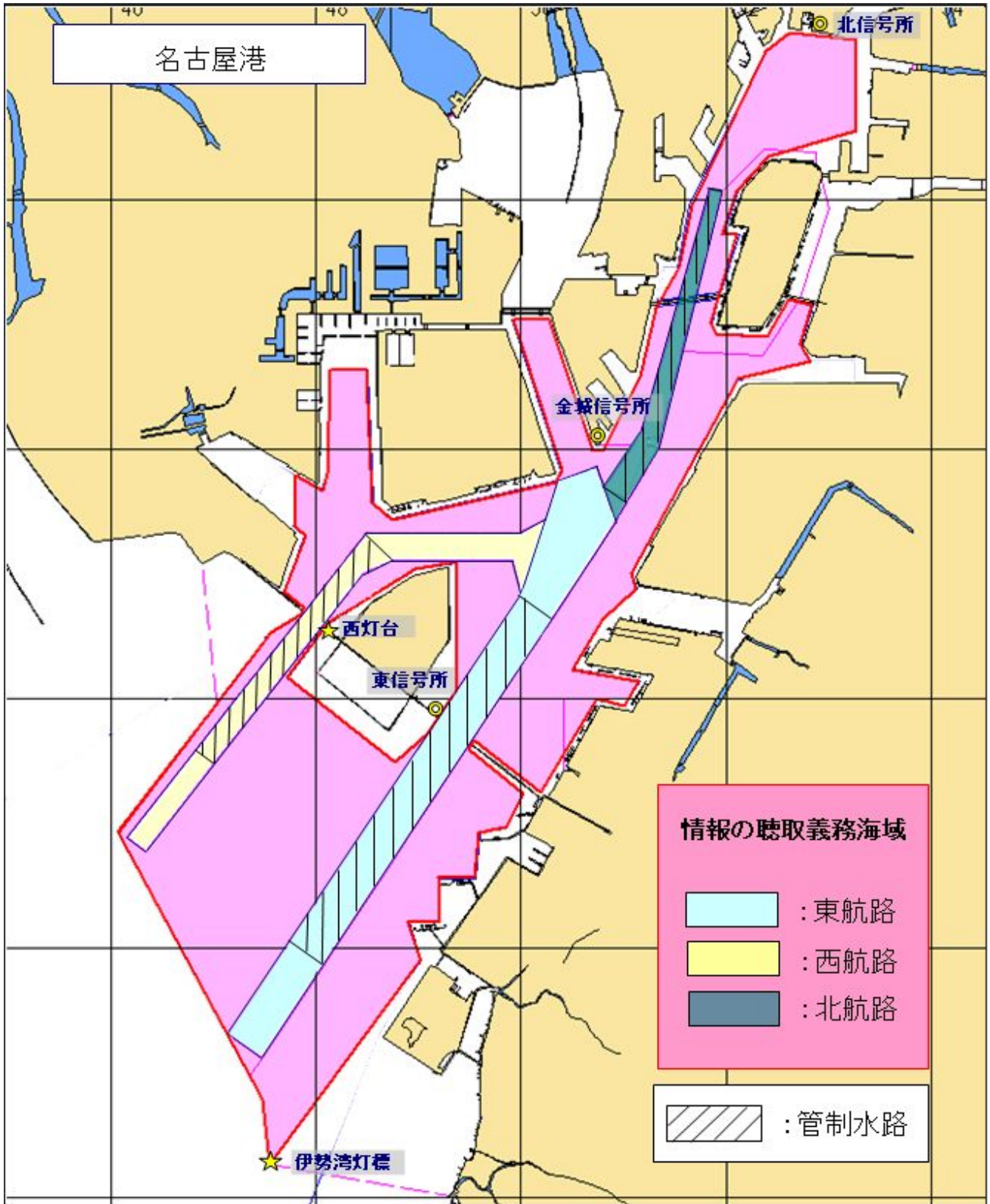
海上保安庁が行う情報提供や勧告は、船舶の運航者の判断を支援するために行うもので、具体的な操船方法を指示するものではありません。

情報の聴取義務海域を航行する特定船舶は、海上保安庁からの情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。

船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから船舶までの距離、海面の状況又はレーダー偽像の発生、ITV（監視装置）の視認状況等により、十分な情報が得られない場合があります。また、投錨前又は抜錨後間もない船舶及び着岸前又は離岸後間もない船舶については、進路、船速等の情報が正確に得られない場合がありますことから、情報の提供及び勧告を行うことが出来ない場合があります。



名古屋港におけるVHF聴取義務海域図



全長50m以上の船舶（ただし、総トン数5百トン未満の船舶を除く）が名古屋港に入港する際は、管制信号に従って航行しなければなりません。

名古屋港では、船舶航行の安全を確保するため、「高潮防波堤東」、「高潮防波堤西」、「金城」及び「名古屋北」の各信号所において、管制信号を電光文字で表示し、水路内を航行する船舶に対して航行管制を行っています。

1 用語の説明

(1) 「管制船舶」

東水路、西水路又は北水路を航行する次の船舶

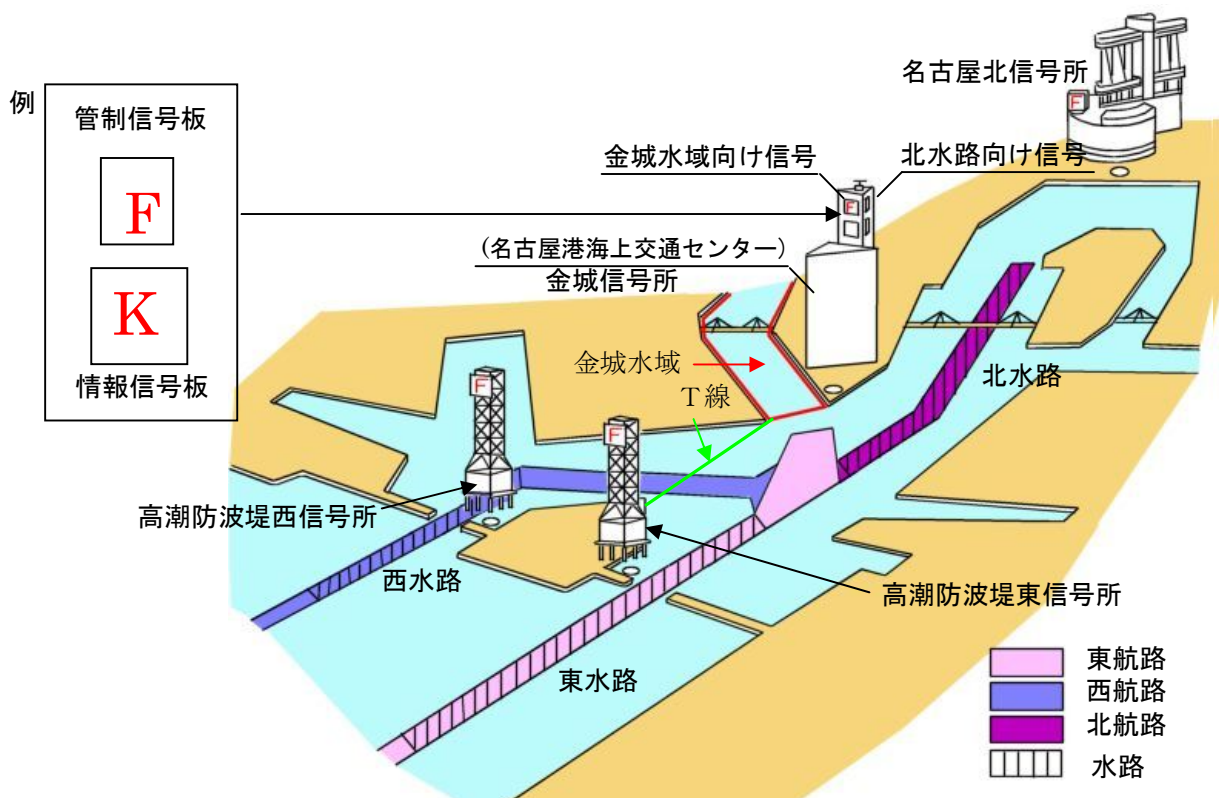
東水路	全長270m以上の船舶 (油送船5千総トン以上)
西水路	全長175m以上の船舶
北水路	(油送船5千総トン以上)

(2) 「管制対象船舶」

東水路、西水路、又は北水路を航行する管制船舶を除く全長50m以上の船舶（ただし、総トン数5百トン未満の船舶を除く）

2 航路及び水路

- 「航路」とは、名古屋港に出入りする船舶が、航行しなければならない通航路をいいます。
- 「水路」とは、航路のうち「管制信号の種類及び意味」で説明する管制信号に従い航行しなければならない区域をいいます。
- 航路及び水路は下図に示すとおりです。
- 金城信号所（センター塔屋）には、「管制信号板」と「情報信号板」が設置されています。なお、「情報信号板」は、その識別を容易にするため、文字の周囲に枠が表示されます。



東水路（高潮防波堤東信号所）

水路名 信号所	信号の種類		管制船舶 全長270m以上の船舶 (油送船5千トン以上)	管制対象船舶 全長50m以上270m 未満の船舶(ただし、5 百総トン未満の船舶を除 く)	全長50m 未満又は5百 総トン未満の 船舶	備考		
東水路 高潮防波堤 東信号所	入航 信号	 点滅	入航可		入出航可			
			出航不可	出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)				
	出航 信号	○ 点滅	出航可			入航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は入航可)		
			入航不可	入航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は入航可)				
	自由 信号	F 点滅	入出航不可	入出航可				
	禁止 信号	× 点灯	入出航不可			港長の指示する船舶 のみ入出航可		
	予 告 信 号	× 交互点滅	入出航不可 (ただし、水路内航行中 の船舶は入出航可)	入出航不可 (ただし、水路内航行中 の船舶及び港長の指示を 受けた船舶は入出航可)		入出航可	間もなく の文字の 点滅に変わります。	
							×○ 交互点滅	間もなく○の文字の 点滅に変わります。
							×F 交互点滅	間もなくFの文字の 点滅に変わります。
		× 点滅	間もなく×の文字の 点灯に変わります。					
		入出航不可 (ただし、水路内航行中の船舶は入出航可)						

東水路（金城信号所【北西向きの信号板】）

※金城水域から出航する船舶を対象

水路名 信号所	信号の種類		管制船舶 全長270m以上の船舶 (油送船5千総トン以上)	管制対象船舶 全長50m以上270m 未満の船舶（ただし、5 百総トン未満の船舶を除 く）	全長50m 未満又は5百 総トン未満の 船舶	備考		
東水路 金城信号所 (北西向きの 信号板) [金城水域を 対象]	入航 信号	I 点滅	出航不可	出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)	出航可			
	出航 信号	O 点滅	出航可					
	自由 信号	F 点滅	出航不可	出航可				
	特 殊 信 号	OE 交互点滅	出航可			出航可	※金城水域から出航 しようとする船舶に 対し、東水路、西水 路のいずれの水路が 出航可能であるのか を示す信号です。	
		OW 交互点滅	出航不可	出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)			出航可	※金城水域から出航 しようとする管制対 象船舶に対し、東水 路、西水路のいずれ の水路が出航可能で あるのかを示す信号 です。
		E 点滅		出航可				
		W 点滅		出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)				
	禁 止 信 号	X 点灯	出航不可			港長の指示する船舶 のみ出航可		
	予 告 信 号	XI 交互点滅	出航不可	出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)	出航可	間もなくIの文字の 点滅に変わります。		
		XO 交互点滅				間もなくOの文字の 点滅又はOE、OW の文字の交互点滅に 変わります。		
		XF 交互点滅				間もなくFの文字の 点滅に変わります。		
		XE 交互点滅				間もなくEの文字の 点滅に変わります。		
		XW 交互点滅				間もなくWの文字の 点滅に変わります。		
		X 点滅				出航不可		間もなくXの文字の 点灯に変わります。

※金城水域とは、金城の頭南端から飛島の頭南東端まで引いた線以北の水域をいいます。(P4図参照)

西水路（高潮防波堤西信号所）

水路名 信号所	信号の種類		管制船舶	管制対象船舶	全長50m 未満又は5百 総トン未満の 船舶	備考			
			全長175m以上の船舶 (油送船5千総トン以上)	全長50m以上175m 未満の船舶(ただし、5 百総トン未満の船舶を除 く)					
西水路 高潮防波堤 西信号所	入航 信号	 点滅	入航可		入出航可				
			出航不可						
	出航 信号	○ 点滅	出航可						
			入航不可						
	自由 信号	F 点滅	入出航不可	入出航可					
	特殊 信号	T 点滅	T線以西にかぎり入航可				T線とは、飛島ふ頭 南東端からポートア 일랜드北東端まで 引いた線をいいま す。(P4図参照)		
			出航不可						
	禁止 信号	X 点灯	入出航不可				港長の指示する船舶 のみ入出航可		
	予 告 信 号	XI 交互点滅	入出航不可 (ただし、水路内航行中の船舶は入出航可)				入出航可	間もなくIの文字の 点滅に変わります。	
		XO 交互点滅						間もなくOの文字の 点滅に変わります。	
		XF 交互点滅						間もなくFの文字の 点滅に変わります。	
XT 交互点滅		間もなくTの文字の 点滅に変わります。							
X 点滅		間もなくXの文字の 点灯に変わります。							

西水路（金城信号所【北西向きの信号板】）

※ 金城水域から出航する船舶を対象

水路名 信号所	信号の種類		管制船舶 全長175m以上の船舶 (油送船5千総トン以上)	管制対象船舶 全長50m以上175m未満の船舶（ただし、5百総トン未満の船舶を除く）	全長50m未満又は5百総トン未満の船舶	備考	
西水路 金城信号所 (北西向きの信号板) [金城水域を対象]	入航信号	I 点滅	出航不可		出航可		
	出航信号	O 点滅	出航可				
	自由信号	F 点滅	出航不可	出航可			
	特殊信号	OE 交互点滅	出航不可			出航可	※金城水域から出航しようとする船舶に対し、東水路、西水路のいずれの水路が出航可能であるか示す信号です。
		OW 交互点滅	出航可				
		E 点滅	出航不可	出航不可			※金城水域から出航しようとする管制対象船舶に対し、東水路、西水路のいずれの水路が出航可能であるか示す信号です。
		W 点滅		出航可			
	禁止信号	X 点灯	出航不可				港長の指示する船舶のみ出航可
	予告信号	XI 交互点滅	出航不可			出航可	間もなくIの文字の点滅に変わります。
		XO 交互点滅					間もなくOの文字の点滅又はOE、OWの文字の交互点滅に変わります。
		XF 交互点滅					間もなくFの文字の点滅に変わります。
		XE 交互点滅					間もなくEの文字の点滅に変わります。
		XW 交互点滅					間もなくWの文字の点滅に変わります。
		X 点滅					出航不可

※金城水域とは、金城の頭南端から飛島の頭南東端まで引いた線以北の水域をいいます。P4図参照

北水路（名古屋北信号所、金城信号所【北西向きの信号板を除く】）

水路名 信号所	信号の種類		管制船舶	管制対象船舶	全長50m 未満又は5百 総トン未満の 船舶	備考		
			全長175m以上の船舶 (油送船5千総トン以上)	全長50m以上175m 未満の船舶（ただし、5 百総トン未満の船舶を除 く）				
北水路 名古屋北信号 所 金城信号所 (北西向きの 信号板を除 く)	入航 信号	 点滅	入航可		入出航可			
			出航不可					
	出航 信号	○ 点滅	出航可					
			入航不可					
	自由 信号	F 点滅	入出航不可	入出航可				
	特殊 信号	E 点滅	入出航不可	北水路入出航可			入出航可	北水路から東水路又は 西水路を経て出航 しようとする管制対 象船舶に対し、東水 路、西水路のいずれ の水路が出航可能で あるのを示すための 信号です。
				東水路向け出航可				
				西水路向け出航不可				
		W 点滅		北水路入出航可				
	西水路向け出航可							
			東水路向け出航不可 (ただし、港長の指示を 受けた船舶は出航可)					
	禁止 信号	X 点灯	入出航不可				港長の指示する船舶 のみ入出航可	
	予告 信号	XI 交互点滅	入出航不可 (ただし、水路内航行中の船舶は入出航可)				入出航可	間もなくIの文字の 点滅に変わります。
		XO 交互点滅						間もなくOの文字の 点滅に変わります。
XF 交互点滅		間もなくFの文字の 点滅に変わります。						
XE 交互点滅		間もなくEの文字の 点滅に変わります。						
XW 交互点滅		間もなくWの文字の 点滅に変わります。						
X 点滅		間もなくXの文字の 点灯に変わります。						



問い合わせ先

〒455-8528

名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎別館

第四管区海上保安本部 交通部安全課 (052) 661-1611

名古屋海上保安部 航行安全課 (052) 661-1615

〒455-0848

名古屋市港区金城ふ頭3丁目1番

名古屋港海上交通センター

(052) 398-0711